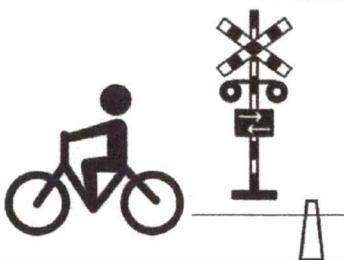
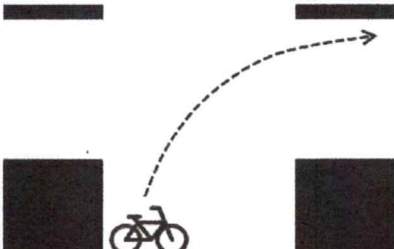
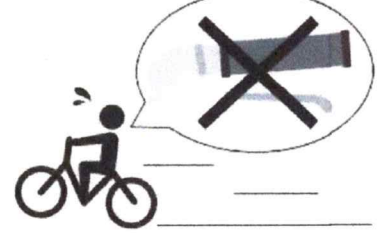


◆令和8年4月1日施行 自転車青切符◆

回 覧

法のうえで、自転車を対象とされている反則行為の例

スマホながら運転 (携帯電話使用等(保持))	踏切の前で止まらない (踏切不停止等)	警報器が鳴っている踏切に入る (遮断踏切立入り)	右側通行(逆走) (通行区分違反)	歩道の走行 (通行区分違反)
	※電車の接近にかかわらず 			※危険・悪質な場合(スピードを出して歩行者を立ち止まらせる)等 ※通行の安全を確保するためにやむを得ない場合を除く 
12,000円	6,000円	7,000円	6,000円	6,000円
歩行者をベルでどかす (警音器使用制限違反)	一時不停止 (指定場所一時不停止)	イヤホン着用 (公安委員会遵守事項違反)	交差点を斜めに右折 (交差点右左折方法違反)	ブレーキが壊れた車で走行 (自転車制御装置不良)
※歩行者に道をゆずらせる意図で行うもの 			※信号機のない交差点 	※ブレーキがない自転車を含む 
3,000円	5,000円	5,000円	3,000円	5,000円

このほか 詳しくは「警察庁『自転車ルールブック』」でご確認ください。

入間市・入間市交通安全対策推進協議会・埼玉県自転車軽自動車商協同組合 入間支部